

金融恐慌と地域産業および地方銀行の経営史的考察【 Ⅰ 】
香川県の場合

伊 丹 正 博

**A Historical Study of Regional Industry and Local Bank
at the Time of Financial Crisis 【 Ⅰ 】
the case of Kagawa pref.
Masahiro Itami**

Abstract

The financial crisis that occurred on the March of 1927 in Japan, had a great impact on the industrial world as well as the financial business. In crisis had affected over local banking business and industries in the Kagawa prefecture.

The lives of men and women that lived in island Naoshima were affected from the financial crisis.

目 次

- 1 . はじめに - 金融恐慌の背景
銀行法制定の経緯
経営環境の悪化した弱小銀行の整理
- 2 . 金融恐慌の推移
震災手形の処理と銀行の動揺
預金の都市偏在と地方金融の逼迫
金輸出再禁止とその事情
- 3 . 地域経済と地方銀行の展開 - 徳島県を例として -
昭和初期の産業構造
主要産業の動向 (以上第33号掲載)

4. 金融恐慌期における香川県の銀行と地域経済

震災恐慌は首都圏の問題であり、関連した企業との関係で一部地方へも波及したが、これが金融恐慌となると、その影響は拡大した。香川県でも、すでに前年の大正15年8月には帝国実業貯蓄銀行本店の営業停止のあおりを受け、高松市にある同行の代理店が同月17日から休業に入った。

特に、香川県下の金融情勢の不安な状態が表面化したのは、同年12月下旬に琴平銀行の取付け騒ぎが起こったのが最初である。

これは、同行の経営そのものに不備な点があり、放漫な貸付や高利の預金獲得が経営内容を悪化させたことによる。それが原因となって取付けを起こし、休業に追い込まれたのである。

当時の三浦実生香川県知事は、この実情を心配して、高松百十四銀行と第一合同銀行に琴平銀行の調査を依頼しているが、それは、こうした金融不安が、県下全域に広がるのを恐れたからであろう。現実には、この影響で高松百十四銀行の善通寺支店が2月10日に取付けに遭い、その後、西讃地方に金融混乱が広がった。

この騒ぎは比較的短期間でおさまったものの、4月に入ってから全国的な規模での金融恐慌による銀行休業には、やむを得ず県下の各銀行も一斉に休業することになった。しかし、五月には一応回復が進んでいる。

島嶼部にみる金融恐慌 - 直島村のケース -

金融恐慌という突発的な経済危機の到来は予期せぬ波紋を生じた。香川県下における島嶼部は、都市部に比べて恐慌の関与は少ないと思われたが、意外にも大きな影響を与えることになった。その一つが直島村の場合である。ほとんど岡山県域に接し、経済的にも、社会文化的にも、岡山県の影響の強いこの直島諸島の状況を一例として取り上げて見よう。最初に、全般的な村内の様子を、残されている役場文書に依拠しつつ、当時の植田俊三村長による昭和2年度の村政事務報告に沿って推移を検討してみよう。

昭和3年2月27日付けの事務報告は、冒頭で次のように述べている²¹⁾。

「昭和二年八諒闇中ニシテ、殊ニ財界ノ不振不況ハ極度ニ達セントス、因テ一般ニ緊縮ヲ以テ基調トス、本村予算八之レニ則リ村情ヲ^{かんが}稽ヘタルモノナリ、従ッテ積極的施為施設シタルモノナシ、只ダ前年度ノ事業タル校舍増築ヲ年度内付属建物ヲ除ク外之レヲ完成シタルト、交通方面ニ於テ本村高松間往復ノ荷客運漕業者ノ一致協定ナリテ、県費補助ヲ受クルニ到リタル外、宇寺島風戸間渡シ船設備費ニ対シ村費補助ヲ

ナシ之レガ完成セシメタルモノアルニ過ギズ、而シテ校舍建築費ニ充テタル本村歳計
収入役保管ノ一時金六千三百六十円八、^{かね}予テ本村信用組合へ預入セルニ其取引銀行タ
ル十五銀行ハ「ムラトリウム」^も施行期間満了後ノ今日、今尚ホ続休ノ状態ニシテ、漸
ク最近整理案成立シ目下裁判所へ和議申請中ニ属スル程ノ始末ニシテ、本費支払上一
大蹉跌ヲ来シタリ、……（以下略）」²²⁾

この校舍増築問題は、大正14年頃からおきている。この年の2月の村会では、役場庁舎
の新築移転を議決していたが、夏になって8月5日の村会では、小学校の児童数が問題と
なり、4年生が76名に達したので、教員を1名増員して、9月から2学級編成とすること
を可決したため、校舍増築問題が浮上したわけである。

つまり、生徒数・学級数の各増加が、校舍増築の絶対的な必要性をクローズアップさせ
たことになり、翌15年2月の村会では、ついに、先に決定していた役場の庁舎新築を後回
しとして小学校校舍増築を優先させ、2月18日の村会で、具体的な校舍増築案を提出して
いる。

しかし、この問題が金融恐慌という村民には思いも寄らない経済混乱に巻き込まれるこ
とになる。もともと、この小学校校舍建築費として使用するために、収入役保管の一時金
6,360円を、直島村の信用組合に預け入れておいたが、同組合の取引銀行が十五銀行²³⁾で
あったことから、その影響を大きく受けることになったのである。

同行は、金融恐慌の際、台湾銀行とともに中心的な立場にあったので、被害が大きく閉
鎖期間も長期にわたることになった。4月26日の直島村会では、金融恐慌にかかわる問題
が大きく取り扱われている。「財界変動ノ本村財政ニ及ボシタル影響報告ノ件」というの
が議題であり、議長の恵美善孝村長は次のように報告している。

「近時財界ニ一大劇変ノ兆アリ、内閣ノ交（更）迭〔注 第一次若槻内閣の台湾銀行
救済に関する緊急勅令案が四月十七日の枢密院本会議で否決されたので、若槻礼次郎
首相は直ちに内閣を総辞職し、後継内閣には野党政友会の総裁田中義一に組閣の「大
命」が降り、四月二十日に、田中内閣が成立した。〕モ畢竟之レカ安定政策ノ意見衝
突ニ因ルモノト存シマス。然ルニ財界ノ不安八時々刻々ニ増加シ、遂ニ全国銀行八申
シ合セヲ為シテ本月二十一日、二十二日ノ両日休業ヲ為スノ止ムヲ得ザルノ状態ニ立
チ到リ此報一度一般ニ伝ハルヤ、我モ彼レモ騒ギ、不安ノ念慮ハ極度ニ達シタリ。於
是（ここにおいて）政府ハ応急ノ安定政策トシテ、本月十二日緊急勅令ヲ以テ、昭和
二年四月十二日以前ニ発生シ、同月日ヨリ同年五月十二日ノ間ニ支払ヲ為スベキ私法

上ノ緊急債務ニ就テ、二十一日迄支払ヲ停止スト云フ、支払猶予令ガ発布セラレ、一般ハ稍ヤ安定シ平静ニ向ヒツツアルモノノ如ク呑氣ニ新聞紙ハ報道シテ居リマス。

然ルニ、本村ノ最モ関係ノ深イ十五銀行ハ、取付ケニ堪ヘズ、各銀行ヨリ一日早く門戸ヲ閉鎖シテ居リマス。政府ガ勅令其他ニヨリ、徹底的救済セントスルハ、現在開業中ノ銀行デアリマス。夫レ故、十五銀行ハ一般銀行ヨリ尙日早く門戸閉鎖シタ關係上、現在開業ノ銀行ト云ヒ得ザル不幸ニ陥入ッテ居リマス。

十五銀行ハ斯クノ如ク不利ノ地位ニ立タネバナラヌ内容ヲシテ居ルヤ否ヤ之レヲ知ラントスルモ乍遺憾之レヲ知ルニ由ナシ、県庁其他ノ方面ニテ聞ク模様ニヨレハ、余程悲觀スベキモノアルガ如シ。故ニ該銀行ハ何時門戸ヲ開扉スルヤ其程モ知り得ザル実状ナリ。該十五銀行ハ本村信用組合ノ預金銀行トシテ、組合總會ガ決議セル唯一ノモノタリシナリ。今本村信用組合ガ該銀行ヘ預金セル現在高、即チ現ニ取り付ケ不能ノ状態トナリ居ル総額八式万參千九百十五円ニシテ、内、村ノ預金額八七千九百五十一円貳拾七銭、村内公 体其他ノモノノ預金額八九千八百円、其他組合員ノ出資積立金等五千三百余円ナリ。

以上ノ外、個人直接ノ預金モアリテ現在四万円内外取り付ケ不能ノ慘状ヲ受ケ居レリ、右ハ貧弱ナル本村ニ取りテハ実ニ由々シキ打撃ニシテ、危惧ノ念慮ニ不堪、依テ果シテ十五銀行ハ如何ナル内容ヲ持つモノナリヤ、又、一ツハ次テ応急措置ニ付キ、第一ノ責任者タル本村信用組合理事乾圭造儀ト同道、本日香川県庁ニ出張シ、内務部長ナリ勸業課長等ニ対シ、御相談ノ結果、目下該銀行ハ何時門戸ヲ開扉スルカ不明ナレドモ、先ツ容易ニ可能ノ見込ナシトシテ、此場合、村ハ起債スルノ外、術ナシ...
...」²⁴⁾

つまり、取り敢えずの応急措置としては、信用組合を解散してしまったのでは、銀行に対しても不利であるので、連合会から借入して継続することが得策であると考え、勸業課長と共に連合会に行き、融通を要請した。非常事態の時でもあり、連合会に未加入であった直島の組合に対しては、本来、資金の融通はできないのであるが、理事が保証すれば、1人に付き50円の割で、2,000円程度の融通が可能であることが分かった。

このような状況報告を受けて討議したが、信用組合への預金は、それぞれ村にとっては、極めて必要なものであること。その中には、何時、支払いを請求されるか分からない（請求に応ずる支払義務）ものが多いことから、県の指導に従い、起債による方法しかないと考えられた。

特にこの時は、たまたま建築中であった校舎の費用のため、運用を許された教育基本金が4,000円ほどあることから、取りあえずこの資金を利用しておいて、その後、起債の手続きを取りたいというのが恵美村長の考えであった。したがって、村長は、まず先決問題として、起債するかどうかを決定し、同時に、先述の教育基本財産を本来校舎増築用ではあるが、この際、経常支出に回したいという2件の審議を求めた。

審議の中で、T議員は、村債を起こすということが一般に知れると危惧の念から騒ぎになる心配もあるので、支払には教育基本財産を融通し、勅令の支払猶予期間満了迄は、成り行きを見ることにしても遅くはないのではないかと、という意見を述べ、元村長のM議員はこの意見に賛成した上で、「此ノ起債手續ハ容易ニ運ブモノデハ無イト考ヘラレ、十五銀行ハ、其内容中々錯雑シテ居ル様」な情報があるので、簡単に再開するとは思えない。しかし起債の手続きをしても、十五銀行さえ営業を再開すればよいので、何時でも取り消すことができるから、万一の場合に備えて、起債の手続だけしておくことに賛成であった。他の議員も大体はこの意見に賛成であったので、議長はこの2点の決定を認め、「起債条例制定」の議題を掲げて、審議に入ったが、満場、原案に賛成で異議は無く、起債することを議決した²⁵⁾。

5．金融恐慌下の香川県経済

全般的な推移

この金融恐慌はわが国にとっては震災恐慌と世界恐慌を結び付けるものであり、第1次世界大戦の好況から反動的な戦後不況に入って以来、ほぼ連続するものと考えてみると、逃れ得ない試練であったと言わざるをえない。しかも、明治初年の近代化政策の一つとして、欧米の金融制度にならって導入されたわが国の銀行は、国立銀行制度から普通銀行制度へと移行し、全国的に多数の銀行を簇生させていたから、その中にはかなり営業状態の不安定な銀行もあり、いずれは金融恐慌の試練を受ける運命にあったと見ざるをえない。つまりは避けて通ることのできないハードルであった。

香川県の場合は、本店銀行が比較的少なかった上、その中の1位2位に当たる高松百十四銀行と高松銀行の合併がすでに終わっており、したがって、地域金融としては一極集中型の組織体制が完成しつつあったので、金融機関としては体質改善を図りながら恐慌の波を乗り切ろうとしていた。しかし、一般の県民にとっては、大戦以来、インフレと物価高につづく慢性的な不況の下で、特に、農業県として、米騒動、小作争議をずっと抱えてい

たから、こうした状況が金融に対する不安を醸成したことも確かである。

前例の琴平銀行事件は、局地的な問題として片づいたが、それでも地域住民に与えた不安は大きく、特に、近辺で信用事業に従事していた産業組合の中には、預金債権の回収不能から取付けに遭うものもでた。例えば、財田信用購買販売利用組合の66,000円や、豊原村信用購買販売利用組合の53,000円などいくつかの組合が被害を受けた。同様に先の高松百十四銀行の善通寺支店の場合も2月12日になって突然取り付けに遭い、一時、混乱したが、支払い資金として800万円を準備して直ちに支払いに応じたことと、原因そのものが誤解によるものと分かって、取り付けの金額は250万円で済み、事態は一週間で回復したのである。

島嶼部の農村

昭和初期の10年間、わが国は金融恐慌・世界恐慌と不況の続いた後、満州事変をきっかけに準戦時体制へと突入する。この時期の香川県の農村を島嶼部を例に見てみよう。

島とはいえ銅製錬所を抱え、経済面では比較的恵まれた方であった直島村でも、全国的な不況と高まり行く政治情勢への不安が少しずつ顕在化して来ており、それは村行政の変化として示されている。

例えば、村議会における村長の毎年度「事務報告」を見ると、昭和5年度から6年度にかけて明らかに変化が見られる。つまり、前年の昭和5年度では専ら不況下の農村事情が指摘され産業振興策を取り上げているが、次の6年度になると、「今や我が国ノ外八満蒙並ニ上海事件突発シ、国際連盟ノ干渉圧迫トナリ、内八経済困難ニ遭遇シ、所謂内憂外患交々到リ、実ニ有史以来ノ悲惨事ヲ極メツツアリテ、其ノ終熄打開乃至不景氣ノ回復八前途遼遠ニシテ、今直チニ予測ヲ許サザル実況ナリ（以下略）」²⁶⁾というようになって来る。

不況の実態は島内でも一層強まり、製錬所の事業整理を始め塩田の整理も実施され、村民の生活も一層困難な状況が見えはじめる。このような実情を元にして、直島村の財政も歳入歳出予算については、経費をできるだけ節約し、新規事業は繰り延べるという措置がとられている²⁷⁾。

しかし、こうした中で政府の失業救済対策の一つとして、農村漁村臨時対策費が低利で貸し付けられており、早速、従来から要望の出ていた漁港の修築等が実施されている。

この時期は県下においても全般的に不況対策が進められていたから、島内の生活もまた内外の経済的影響を受けることになり、翌7年度には、農村匡救土木事業や荒廃地復旧工事などからの収入や直島製錬所の操業に関わる煙害補償金の分配などが村財政の支えに

なっていたようである²⁸⁾。

匡救土木事業と農村

昭和6(1931)年以降の準戦時体制下においては、「時局匡救対策事業」と銘打って、地方の各市町村においては積極的な土木事業が実施されるようになる。その大半は町村道の改修工事などのいわば社会基盤のための条件整備にかかわるものであった。

前記の直島村を例にとると、同村の『村会附議事項報告綴』によると、「村道本村風戸線改築工事二関スル件」が昭和7年11月の村会で討議され、農村新興土木事業本村村道改築工事の案件は実施に移り、以後、村政土木事業として毎年継続実施されるようになる。こうして、翌8年4月の村会では「時局匡救道路工事二関スル件」が取り上げられ、路線について在来道で拡張するか、新しい路線を計画するか、2つの工事の比較設計が提案されたのち、同年11月の村会で決定している²⁹⁾。

その他、先の「事務報告」から同様の対策事業を抜き出してみると、昭和7年度には、県から村道改修、荒廃地復旧、耕地整理、時局匡救各事業の割当てを受けて、県費で助成を受け、7年12月1日起工して、島内の通称樋ノ口から外新田に到る村道延長457.82[㍓]、幅員3[㍓]の道路を工費2,300円で完成させ、更に、姫泊・地藏山など山林7町歩に対して、香川県の直営荒廃地復旧工事として、総額3,000円の工事を行っている。また、県費補助事業として耕地整理事業の奨励もあったが地元住民との意見調整がつかず12,000円の事業が実現しなかったともいわれる。こうした農村匡救土木工事を含め、全体として匡救事業は失業者救済にはかなり役立ったといえるであろう。

当時わが国は、満州事変に端を発する国際的な非難の渦に巻き込まれつつあり、翌9年には国際連盟を脱退して自ら孤立化を選ぶことになるが、その結果、急激な国防軍備増強のため、政府財政は軍事費への支出増大の影響で、国内経済は緊縮を余儀なくされ、煽りを受けて地方の市町村では次第に民生的な公共事業は後回しにされるようになる。

それでも、道路改修工事のような場合は、匡救事業としても比較的優先的に県費の補助を受けており、この時期の町村道新設や改修などの匡救道路工事はかなり実施され、「地方改善応急施設事業費」の県公布を受けることによって進捗している場合がある。

また、この時期における香川県の農家の一般的な経済状況を見ると、昭和4年から7年へかけての全般的な不況により、諸物価の下落が進行し、地価の低落は、田畑はもちろん家屋・家畜等の値下がりによって農家の資産の目減りが、地主も小作農も共にかかりの影響を受けることになったようである。それは収入の大幅な減少にもかかわらず、支出面に

においては、税金を始め好景気時代の借入の返済金が必ずしも物価下落に追随していないため、農家経済を一層圧迫することになったのであろう。特に、香川県の場合は水利費に相当の額を毎年払わなければならないという難条件を抱えているだけに、こうした状態になったのであろう³⁰⁾。

6．不況下における香川県経済の推移

鉄道と電気軌道の発展

近代の陸上交通手段としては、鉄道の登場が遠距離の隔地間を結び、地図を塗り変えていったが、電気軌道（電車）の使用は社会生活に直接踏み込み、都市計画の遂行に大きく関与することになった。

明治末期には、香川県においては高松市をターミナルとする電車路線の敷設計画が続出したが、この現象の一因は恐らく鉄道国有化の実施によって、民間資本による交通機関の開発計画が、比較的短距離の路線を目指すことになり、そうなれば都市近郊の電車しかないと考えられたからではないだろうか。いわば、明治20年代の鉄道投資ブームが電車への投資として再現したようで、この現象は大正時代から昭和前期にかけて各地に見られることになる。

また、この電気軌道という交通手段への関心の高まりは、その動力として使用される電気エネルギーの生産、つまりは電気事業の発展と密接につながっている。電灯会社として出発した電気事業は、明治末期に近距離送電時代から遠距離送電時代へ移る過渡的段階にあった。つまり、高圧送電技術の開発と送電線の改良が送電距離の延長を可能とし、電力生産も、火力発電中心から水力発電中心への移行 - いわゆる「水主火従」時代 - となり、発電量の増大は電灯から電力需要の増大へと拡大して、その需要の対象に電車運転路線の開発を求めたのである。

さらにその路線が都市近郊に位置することになると、沿線に宅地開発が行われて新しい集合住居地（ベッドタウン）を生み出し、乗降客の需要を求めて、名所・旧跡や遊園地などのリゾート開発が進められ、ターミナルにはデパートなどの流通産業の進出を見ることになった。

香川県においては、高松市を起点または終点とする計画がつぎつぎに登場したが、その中でまず認可を得て開通し、営業にこぎつけたのは東讃電気軌道と高松電気軌道の2路線である。

東讃電気軌道の開通

東讃電気軌道は、初め、明治39年11月、讃岐電気鉄道株式会社として発起し、翌年、丸亀・高松・志度の路線計画の電気軌道を申請したが、鉄道との並行を指摘されて却下されたため、鉄道（讃岐線）と競合する部分を除外し、高松～志度間のルートで申請し直すことになった。この時、発起人には、鎌田勝太郎、遠山正和、松家徳二、景山甚右衛門らが名を連ねており、資本金は27万円、多度津の讃岐電気株式会社が母体であった。

そこで、高松・志度間の路線を高松電気軌道株式会社の名称で、川崎芳太郎外16名の発起人連名で、41年11月4日に出願、許可されたが、もう一方に別会社の高松電気軌道株式会社が、高松～長尾間の路線申請を先に行っていたので、止むなく社名を東讃電気軌道と改めたのである。

東讃電気軌道株式会社は、明治43年1月に、資本金75万円で発起人会を大阪で開催し、工事開始の時期や、機械代約30万円を年6朱（6厘）の利子で外国商社から借り入れる問題などを決めている。

株式募集は、総数3,500株に対して、114,000株の応募で、約33倍となり、一般投資家の関心はかなり高かったことが分かる。

会社の創立総会は、明治43年5月1日に大阪商業会議所内で開かれ、出席者439名、株数では14,777株であり、選任された取締役は、辰馬半右衛門、三幣保、中野寿吉、田中定吉、熊谷少間の5名、監査役は、湯浅豊太郎、小橋藤左衛門、広瀬小三郎であった。

東讃電気軌道の高松・志度間は約16米ほどで、同年9月には測量や設計を終え、工事着手の認可申請をしたが、結局、着工は翌年1月20日になった。高松市新湊町を起点とし、栗林公園を経て、大川郡志度町に至るものであるが、途中屋島駅から屋島山上までの登山鉄道（ケーブルカー）の建設計画にも取り掛かっていた。

本線の全線開通は予定よりも少し遅れて、44年11月18日であった。路線は高松市内の今橋から志度までを、朝5時から夜11時まで、12分間隔で運転し、乗車賃は、通行税を含めて19銭であった。初の電車と言うことで一般の関心を呼んだのか、開通式当日はどの停留所も大勢の人で混み合い、線路内を歩いて警官に捕まる者もあった。

しかし、開通式当日、高松・志度間を往復乗車した『香川新報』の記者の乗車体験談によると、各駅の出札掛や事務員などの末端にまでは未だ電車営業についての教育が行き届いていなかったため、かなりの混乱があったとかなり皮肉な論調で述べている³¹⁾。

高松電気軌道の開業

高松電気軌道株式会社の設立計画は、高松電灯株式会社の重役を中心とし、木田・大川両郡などの沿線の有志を加えて進められたので、その発起人には北村苟吉、細溪宗次郎、西本政次郎、井上耕作、森崎為雄、下津永行、牛窪求馬、森崎敬次、中村祐吉、宮武垣造、山田恵一、鎌田房次、梶原喜次郎、間島南海士、間島百次、白井太郎、小西 半、庵原謙立、蓮井恒一の19名が名を連ねている。この顔触れを見ると、高松電灯(株)の役員以外では、高松市会議員や高松百十四銀行・高松銀行の役員など、高松市の政財界の主要な人物が顔を揃えていることが分かる。技術的な面は高松電灯会社はかなり頼っていたため、同会社の技師が辞めて県外に去ったため、事業の進行をしばらく見合わせたこともあったようである。用地買収のため土地収用法により予定線路の地所に入って測量したり、ほぼ準備もできたので、明治42年10月28日に内町公会堂において創立総会を開いたが、その創立者には小田知周高松市長や北村苟吉市会議員なども名前を掲げている。

翌43年4月25日に路線拡張を計画したが、その高松・長尾間の軌道延長は14.4米、株主総数443名、資本金30万円であった。取締役には、小田知周、北村苟吉、山田恵一、広瀬俊太郎、西本政次郎、監査役には、井上耕作、中村祐吉、梶原源次郎が選任され、社長に小田知周、専務取締役には北村苟吉が就任しているが、この構成は先述の通り、高松市、市会、高松百十四銀行との密接な関係が指摘でき、市民を含め高松市が全面的にバックアップしていたことが分かる。

具体的な工事の日程は、44年2月11日に着工、夏の竣工を目指して残りの用地を買収し、発電所工事は先に完成させている。軌道工事の方は順調に、第1区の御坊川から川添村元山川まで、第2区の平木川から木田郡・大川郡の境界まで進められ、橋梁工事も行われた。7月に入ると開通に備えて車両も発注されたが、その後、工事の竣工が大幅に遅れ、翌45年4月になって漸く線路検査などの竣工直前の諸検査を終え、試運転を開始した。

先の東讃電気軌道と同様、試乗した『香川新報』の記者は、出晴を出発、御坊川を渡り、木太、元山、川島口、水田、高田、池戸、平木、白山、井戸などを経由して長尾に到着したが、客車は箕面電車式で体裁優美で堅固であり、動揺も比較的少なく、乗り心地は良いと報告し、先述の東讃電気軌道と違って褒めた内容となっている。

同路線は、45年4月30日から営業を開始したが、当日はかなり大掛かりな開通式典が実施された。栗林公園内の大式場を会場とする式典には1,000人を超える参列者があり、園内全部を使用して園遊会が行われ、沿線の各停留所では電飾のアーチを設け、それぞれ各

沿線の村々でも盛大な催しを行ったようである。また、花電車として電車2両が飾りたてられ、株主を招待して乗車させている。同線は午前6時の始発から30分毎に午後9時まで運転し、高松・長尾間は運賃21銭で56分を要した³²⁾。

県による交通取締り

東讃電気軌道・高松電気軌道両電鉄の営業に伴って、香川県は、「電気軌道取締規則」の制定を急ぎ、明治45年4月19日、香川県令第33号として、香川県知事鹿子木小五郎の名で公布施行した。この2つの路線につづき、さらに電車営業の増加が予想されたからである。

香川県令第第三十三号

電気軌道取締規則左ノ通相定メ発布ノ日ヨリ施行ス

明治四十五年四月十九日

香川県知事 鹿子木小五郎

電気軌道取締規則（抜粋）

第一章 総則

第一条 本則ハ軌道条例ニ依リ特許ヲ得テ一般運輸営業ニ供スル電気軌道ニ適用ス

第二条 本則ニ於テ電車ト称スルハ客車及貨車ヲ謂フ

第三条 本則ニ於テ電車職員ト称スルハ車掌，運転手，転撤手，信号人及線路番人ヲ謂フ

第二章 営業者ニ対スル規定

第四条 電車ハ検査証ヲ受クルニ非ラザレハ使用スルコトヲ得ス

第五条 電車及之ニ付属スル機械器具ハ毎年一回定期ノ検査ヲ行ヒ必要ト認メルトキハ臨時検査ヲ行フコトアルヘシ

第九条 電車ニハ左記各号ノ装置ヲ為スヘシ

一，制動機，避難器，音響器，及車掌，運転手間ニ通スル信号機

二，客車ニハ行先ヲ示ス為其ノ前後ニ標札及標灯

三，客車ニハ乗客ノ満員ヲ示ス為メ其ノ前後ニ満員札

四，車体ノ前部ニ前照灯，客車内ニ電灯及予備灯

五，客車ニハ適當ノ場所ニ啖壺 必要ト認ムルトキハ前項各号以外ノ装置ヲ命シ又ハ前項各号装置ノ一部省略ヲ認可スルコトアルヘシ

第三章 電車職員ニ対スル規定

第十七条 車掌，運転手ハ就業中左ノ各号ヲ遵守スヘシ

- 一，酩酊シテ就業セサルコト
- 二，車内賭易キ場所ニ自己ノ氏名ヲ表示スルコト
- 三，免許証ヲ携帯シ警察官吏ノ求メアルトキハ之ヲ示スコト
- 四，飲食，喫煙又ハ雑話其ノ他不体裁ノ行為ヲ為ササルコト
- 五，制服ヲ着用スルコト
- 六，免許証ヲ有セサルモノニ自己ノ職務ヲ委託シ又ハ自己ノ免許証ヲ他人ニ貸与セサルコト
- 七，乗客ニ対シ懇切ニ接遇シ特ニ老幼婦女及盲者等ハ保護スルコト
- 八，停留場以外ニ停車セサルコト但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 九，警察官吏ニ於テ拳手其ノ他ノ方法ヲ以テ停車ヲ命シタルトキハ直ニ停車スルコト
- 十，運転系統ニ定メタル方法ニ違ヒタル運転ヲ為ササルコト
- 十一，貨車ニ客ヲ乗車セシメサルコト

第四章 乗客及公衆ニ対スル規定

第二十二條 乗車中ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一，車内ニ於テ飲酒，横臥又ハ放歌喧噪セサルコト
- 二，車外ニ肢体又ハ物品ヲ出シ若ハ痰壺外ニ痰唾ヲ吐カサルコト
- 三，制御機其ノ他電気装置ヲ為シタル機械器具ニ接触セサルコト

その後の交通機関の発達

大正末期，15年12月に琴平電鉄株式会社の栗林公園～滝宮間（17.8米）が開通し，その3ヵ月後の昭和2年3月に滝宮～琴平間（12.3米）が，さらに引き続き4月には高松（瓦町）～栗林公園間（1.2米）がそれぞれ開通したことによって，文字通り予定路線の全線が開通したことになる。

この電鉄の目的は，当時の国鉄が高松市から琴平まで2時間近くをかけていたものを，直線で結び，1時間ほどに短縮したことと，讃岐平野を通過することから，沿線の都市開発と観光開発を企図することがあったと思われる。しかし，昭和初期の不況下と引き続き準戦時体制に入ってしまったため，目的を達成することにはならなかった。

結局，太平洋戦争下の昭和18年には，戦時統制経済政策が実施され，各産業部門において企業の集中・合併が強制されたが，香川県下の交通部門においても，「戦時陸運非常体

制要綱」によって、東讃電気軌道・高松電気軌道に琴平電鉄を加えた3社が統合して高松琴平電気鉄道株式会社を同年11月1日に発足させている。したがって、路線としては、志度線・長尾線・琴平線の3路線であったが、戦時中の空襲等による被害で市内線は消滅した。

昭和初期のリゾート開発下に誕生した路線としてユニークなのは、塩江温泉鉄道であろう。この塩江温泉鉄道株式会社は、昭和4年11月に仏生山～塩江間(16.1米)を開通させ、ガソリンカーを走らせて40分で結び、言わば関西の阪急宝塚線をモデルとした観光線を目指し、琴平電鉄と連絡して客を運び、塩江温泉には専属の少女歌劇団をおいたので、地域住民からも親しまれた交通機関であったが、次第に戦時体制が激化する中で思うように営業も進まず、12年12月に琴平電鉄に吸収合併された。

この外、琴平参宮電鉄、琴平急行電鉄が開設され、登山鉄道としては、屋島登山鉄道と八栗登山鉄道が、それぞれ屋島山上へのケーブルカーや、八栗山頂へのケーブルカーを開業したが、戦時下の金属不足で線路などの施設を撤去したり、移設して、戦後まで残ったのは琴平参宮電鉄だけであった。

電気事業の発展と社会生活の変化 - 都市の電化生活と農事電化

第1次世界大戦後、工場電化率の増大、家庭用電灯使用の増加にともなって、積極的な電源の開発と送電網の拡大が進められ、電気事業はますます膨大な資本を必要とするようになり、電気事業の計画資本は年々急増している。大正6年頃までは、大体、鉄道業・銀行業・電気事業の順であったが、7年には銀行業・鉄道業・電気事業の順となり、8年には銀行業・電気事業・鉄道業となって2位に進み、大正末の14年には銀行業を追い抜いてトップに躍り出ている。昭和元年の34億8,400万円は他の業種に比べて極めて高いもので、大正初期の4億5,400万円に比較しても、13年間で約7.7倍になったこととなる。

この間、電気事業内部では資本の集中が進んでおり、恐慌が慢性化する中で市場の獲得・拡大を求めて激しい競争が続けられた。

こうした状況は四国地方においても同様に進行しており、高知県は県営電気局と土佐電気の二本立て、愛媛県も伊予鉄道電気にほぼ統合されたが、東部の新居浜には住友系電力が割拠しており、徳島県は大正末期に県外から入って来た合同電気(後に東邦電力)という中央資本の徳島支店となっていた。結局、香川県だけが唯一の県内地場資本による地域独占の電気事業として、四国水力電気を登場させている。

昭和恐慌期の香川県は、長く続く不況下での暗い谷間の時代ではあったが、しかし、社

会は新しい文化と発展を求めて胎動し、科学技術の分野においても、あるいは商業流通の分野においても活発な動きが見られたようである。

その一つがやはり電気事業であろう。正に、20世紀のエネルギーを表す電気は、この時期に急速な発展と普及が見られ、電気の利用は都市住民の生活を変え、農村では農業の経営形態を変化させ、工場生産の自動化（流れ作業）による大量生産方式は言うまでもないとして、交通体系の組織化の面から見ても、都市内の高速交通手段としての地下鉄が地上交通の混雑緩和の役割を果たしている。

こうした中で、四国内の電気事業はその業績を上げるために多大の努力を払っており、不況下ながらほとんど各社とも電灯取り付け灯数を伸ばしているが、特に、昭和5年後半の四国水力電気の増加が著しいのは、後述するように、しのぎを削った競争相手の高松電灯(株)をついに合併したことによるものと思われるが、いずれにしても増加傾向は事実であり、積極的な電灯勧誘を行っている。

それは、欧米に比べて電力需要の開拓の余地が大きいと考えたことにもよるであろう。つまり、家庭での電気器具使用、小工場の動力電化、あるいは農業電化等、多少に係わらず電力需要を呼び起こそうとして他社との競争も激化したようである。

さらにこの時期の四国4県と広島県の電灯需要を見ると、四国はまだ中国地方に比べて電灯需要増加の余地を残していると思われるが、4県の中では香川県が最も電灯普及率の高いことが分かる。

こうした電力の使用状況を見ると、都市部を中心に少しずつ普及し始めていた扇風機（当時は電気扇と呼ばれていた）も、四国水力電気(株)のサービスエリアでは、大正8年において1,029台を超え、昭和に入ってさらに増加しつつあった。これは電気の効用を、一般庶民の生活では電灯照明用として、工場においては電動機による動力として、といったように区別して考える傾向がそれまでであったのが、かなり改まってきたことを示しているようだ。その一つが農業への電力の導入である。

いうまでもなく、昭和初期の不況下に大きな影響を受けたのは農村であった。四国地方は全般的に農林水産業を中心としていたが、殊に香川県は農地の大半が小作地であり、小作争議等、農民運動の激しい展開を示していたところである。

また、自然災害や地理的条件から見ても、高知・徳島両地方のように、風水害の多発する地方に対して、香川県の場合は年間降雨量が少なく、河川は短く、水利に乏しいので、溜池構築に頼り、水利慣行が複雑で、しばしば紛争が生じていた。

このような農業用水問題は、近代都市の発展に従って、工業用水・上水道用水の問題とともに重要な意味を持つてくるが、さらに農業経営の改善の方向を示すことともなり、その一つは、農業における生産性向上の方法としての電力の導入ともなってきた。

昭和初期における農業の電化の状況を見ると、製塩業の場合と同様、その省力化のための機械の導入は当然、電気の使用を必然化していることが良く分かるであろう。特に、香川県のように水利問題を抱えた場合、この農事電化はより一層切実なものとなってくるといえよう。

電灯会社の販売競争

香川県下において電灯需要増加に拍車をかけた一つの事件が、前述の四国水力電気(株)と高松電灯(株)による激的な需要家獲得競争であった。

高松電灯は高松市内の中心部に本社と火力発電所を持ち、官公庁や会社、商店などに電灯供給を行ってきたが、発電規模も小さく需要増大に応じて自力で供給を伸ばすことは困難であった。

それに対して、四国水力電気の方は、多度津を本社として主として西讃地方への電灯電力の供給を拡大してきたが、三縄発電所の建設以降、大容量の水力発電を主体に、豊富な供給力をバックにして、西讃地方から東進して高松市周辺にまで進出を遂げていた。

初めのうちは四国水力電気から不足分の電力供給を受けていた高松電灯も、同じサービス・エリアで販売することとなって、急速に両者の対抗意識が高まり、ついに激しい販売合戦を演ずることになった。

両者は会社規模から見ても、発電施設の能力から見ても、圧倒的に四国水力電気の方が優位に立っており、高松の市民も、四国水力電気を「水力」、高松電灯を「火力」と呼んで、水力の灯(ひ)は青い(明るい)、火力の灯(ひ)は赤い(暗い)と言っていたということである³³⁾。

この時、四国水力電気は100ボルト配電であったが、高松電灯の受け持つ需要家の一部には、まだ50ボルト配電が残っていた。この両電灯会社の対立は、ただ電気事業経営上の問題のみに止まらず、中央政界における政友会と憲政会の対立につながる地方政界の動きにも連動していたから、高松市会における「赤派」(政友会系)と「白派」(憲政会系)の対立では、四国水力電気の社長景山甚右衛門は政友会の、高松電灯の社長北村苟吉は憲政会(後に民政党)の、それぞれ有力者であったから、こうした政治的対立は一層溝を深めたようである。

両社の販売競争は激しくなるに連れて、高松市民を自社の側に引き込もうとする需要家の奪い合いとなり、その手段も、料金の値下げ・工事費の無料化・契約時1ヵ月間の電気代無料サービスなど、つぎつぎにエスカレートしていった。それがピークに達したのは、昭和3年12月から4年の初めにかけてであった。両社による料金値下げそのものは、市民を喜ばせるものであったが、いずれはどちらかが倒れるか、あるいは共倒れの危険をはらんでいた。

規模の小さい高松電灯は、徳島県に進出している三重合同電気に援助を求めていたが、うまく運ばず、結局、四国水力電気に高松電灯が吸収合併される形で決着がつくことになった。

この問題は、一方では四国水力電気が県内唯一の電気事業として地域独占の道を歩み始めたことであり、電気鉄道やガス事業を兼営する同社の四国四県における地位も大きく躍進することになった。

7. 戦時体制へ向けての金融制度改革

香川県における一県一行主義の進展と戦時金融統制

長期化した日中戦争につづき、アメリカ・イギリスへの宣戦布告により太平洋戦争が開始されると、戦時経済体制の強化は日本経済を大きく変え、中央・地方を問わず、都市・農村に関わらず、庶民の生活に甚大な影響を与えることになった。

戦争の遂行には、多くの「物」と「人」の破壊・消滅をとまなうものであるから、戦時経済の維持のためには、この「人」と「物」の確保が全ての前提条件となる。「人」については「国家総動員法」が柱となって国防という目的達成に必要な人的資源を如何に有効に活用するかが図られたが、「物」については戦時下の経済計画を示す「物資動員計画」に尽きるであろう。

資源貧乏国といわれた日本が戦争によって一層その資源を消費してしまうわけであるから、こうした乏しい資源の確保や資材の獲得に乗り出すことが又、戦争行為の目的になるという悪循環ともなっていた。それに、資源を確保しても国外から日本へ持ち込むための輸送手段が戦闘の苛烈化とともにほとんど失われ、「物」の不足の現実化は国民の日常生活を直撃することとなった。

しかも物資動員に政府は走りすぎ、金融財政面での管理体制は急激に低下して、戦争遂行に反比例して経済安定よりも放漫財政とでもいうべきインフレ財政に傾いて行った。つ

まり、膨大化する軍事費の調達に財政政策は引きずられ、金融制度さえもそのそれに従わざるを得なかったのである。

こうして戦時統制経済の緊密な枠の中で、金融機関に対する統制は、昭和17年5月に金融機関統制会（会長は日銀総裁）の設置を見ることになる。

銀行の合併・合同は明治末期ごろから始まり、昭和初期の金融恐慌以後は、財閥系銀行による吸収合併が進んでいたが、政府は中小銀行の合併政策推進の立場をとっており、昭和11年の馬場蔵相の主張する金融機関は普通1県に1行か2行が好ましいという考え方が急速に戦争末期の金融政策の中に取り入れられることになった。

香川県は比較的早く統合が進んでいたこともあって、昭和18年6月に高松百十四銀行が讃岐貯蓄銀行を買収した時点で、香川県内の本店銀行は高松百十四銀行1行だけとなり、所期の目的は達成されたことになった。

しかし、軍需工場の少ない香川県では、資金の運用は貸出よりも有価証券投資に比重が重く、ことに戦時下の国債保有率はきわめて高かった。

こうした一方では、男子行員の出征などによって女子行員の相対的増加がみられ、銀行業務にも少しずつ変化が現れつつあったようである。

当時、香川県下においては、軍への召集や軍需工場への徴用などの増加によって県内人口は全般的に減少傾向であり、特に都市部の人口の減少は郡部に比べて大きく、絶対的には減少している年でも郡部は構成比を逆に増加させている。

県内人口の市部・郡部別推移

（人口数・構成比）

年 度	昭和10年	昭和15年	昭和19年	昭和20年
市部(構成比)	179,384(24.0%)	173,727(23.8%)	167,805(23.5%)	145,480(16.8%)
郡部(構成比)	569,272(76.0%)	556,667(76.2%)	545,280(76.5%)	718,073(83.2%)
合 計	748,656 (100%)	730,394 (100%)	713,085 (100%)	863,553 (100%)

諸産業会社の軍需工場化

臨戦体制下に置かれた日本の産業は、先述のように「人」と「物」の両面から統制を受けることになったが、特に「物」の場合は、全てが軍事優先であるから、その最先端に立つガソリン・ゴム・鉄鋼などの原材料から次第に機械・食糧にまで及ぶようになる。戦争遂行を使命とする政府は軍需物資確保のためには、陸海軍用を優先して民需生産は後回しということであったが、戦局が拡大し、生産も輸入も追いつかずまかないきれないとなると、軍需以外の生産を切り捨てることで当座を凌ぐということになった。たとえば、鉄鋼業は重点的に生産の拡大を計るが、紡績業は逆に生産を縮小するという経済政策であり、そうした状況の中で、産業として自己の存立を図ろうとすれば、不本意ではあっても、軍需物資に関わる他種の生産物を取り扱うことになり、紡績会社は整理統合とともに自社の工場を軍需工場へ転換して兵器生産に踏み切らざるを得なかった。

香川県の場合は、本来の産業であった紡績工業や食料品工業等の生産が急速に低下し、代わって機械器具工業の生産が伸びてくるのは、正に民間産業から軍需生産へ転換するものがかなり出てきたことを裏付けている。たとえば、倉敷紡績の高松工場は東京飛行機株式会社の高松製作所（後に倉敷飛行機と改称した）となり、同じく坂出工場は倉敷飛行機坂出製作所に転換されている。その他にも、紡績工業の主要工場であった東洋紡績淵崎工場や富士紡績豊浜工場などは、操業停止か、戦災によって焼失している。

香川県内工業生産高の推移

（単位：千円）

年 別	昭和11年	昭和16年	昭和20年
金 属	16,040	2,272	1,119
機 械	3,991	10,887	32,361
化 学	13,652	31,423	27,753
ガス・電気	4,339	763	—
窯業・土石	—	3,795	6,647
紡 績	30,030	33,327	23,218
製材・木工	—	8,318	10,126
食 料 品	21,044	43,803	23,936
印刷・製本	—	921	182
そ の 他	15,605	6,015	5,203
合 計	104,701	141,524	130,572

『香川県統計書』および『百十四銀行百年誌』などにより作成。

こうして県内工業生産高の推移は、表に見るように機械・化学などの軍需関連工業が増大するのは反対に、その他の民需関連産業の減少を認めることになる。(未完)

注

- 21) 以下の直島村にかんする村政についての記述は、同町役場所蔵史料中の毎年度事務報告および村会議事録に依拠している。
- 22) 「昭和2年度直島村事務報告」(ふりがなは、便宜上筆者が付けた。)
- 23) 十五銀行は、西南戦争期の明治9年に、旧大名クラスの華族が中心となって出資、創設された銀行で、当時は国内最大の資本金を所有しており、「華族銀行」と呼ばれる特異な銀行であった。
- 24) 前掲「昭和2年度事務報告」(読点は適宜、筆者の方で挿入した。)
- 25) 「直島村会議事録」(昭和3年度)
- 26) 昭和5年度、6年度の「直島村事務報告」による。
- 27) 前掲「事務報告」による。
- 28) 「昭和7年度直島村事務報告」。
- 29) 直島村の『村会附議事項報告綴』(直島町役場所蔵史料)
- 30) 前掲『村会附議事項報告綴』による。
- 31)、32) 『香川新報』の関係記事による。
- 33) 四国電力株式会社香川支店刊『高松電灯株式会社小史』参照。

高松大学紀要

第 36 号

平成13年 9月25日 印刷

平成13年 9月28日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064